

横浜市介護保険条例等施行規則の一部改正について

横浜市介護保険条例等施行規則について、次のとおり改正を行いました。

1 改正の概要

- (1) 介護保険法の一部改正に伴う改正（第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 25 条並びに第 5 号様式）

第一次一括法による介護保険法の一部改正により、「基準該当居宅サービスに関する基準」が同法第 42 条第 2 項に、「基準該当介護予防サービスに関する基準」が同法第 54 条第 2 項に追加されました。これによりこれらの条に項の繰下げが生じたため、必要な改正を行いました。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）による介護保険法の一部改正により、同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスに「複合型サービス」が追加されたため、必要な改正を行いました。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による介護保険法の一部改正により、関係規定の整備を図りました。

- (2) 合議体の数（第 5 条第 1 項）

横浜市介護保険条例の一部改正に伴い、横浜市介護認定審査会の委員の定数が改正されました。これにより審査及び判定を行う合議体の数を見直すための改正を行いました。

- (3) その他の改正（第 5 号様式及び第 7 号様式）

横浜市介護保険検査証及び横浜市介護保険徴収職員証について見直しを行いました。

2 公布・施行期日

- (1) 公布日

平成 24 年 3 月 26 日

- (2) 施行日

平成 24 年 4 月 1 日

3 関係法令

- (1) 横浜市介護保険条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 27 号）
- (2) 横浜市介護保険条例の一部を改正する条例（平成 24 年第 1 回市会定例会議案）
- (3) 第一次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号））
- (4) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）
- (5) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）